

2017年12月27日

「週刊文春」編集部 御中

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 菊池進

全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部
執行委員長 垣沼陽輔

全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地区トラック支部
執行委員長 広瀬英司

抗議申入書

貴誌は、昨日2017年12月26日付文春オンラインに「福島瑞穂議員が『傷害・脅迫容疑』で捜査中の”武闘派労組”を応援」と題する記事と「予告編」と題する動画（以下、「オンライン記事」）を掲載し、本日2017年12月27日発売の「週刊文春」（1月4日／11日新年特大号）に「福島瑞穂が「脅迫・傷害」で捜査中の”武闘派労組”を支援していた」と題する記事（以下、「本誌記事」）を掲載しました。

これら2本の記事に対し以下の通り抗議を申し入れます。

1. 貴誌の取材申し入れに対する返信FAXですでに通知したとおり、エム・ケイ運輸における労働争議は4年もの長期に及ぶものです。

発端は、労働法令違反の長時間労働や賃金不払い、数多くの貨物自動車運送事業法等の違反行為等の是正等を当方が要求したところ、同社がこれら法違反を改善せず、逆に、同社社長らが第三者を使って組合員を脅迫する事件をおこしたのをはじめ、仕事差別等による団結権侵害行為をくりかえしたことにあります。昨年11月には業務中の樋渡分会長が会社敷地内で襲撃されて全治2カ月の重傷を負う事件が発生し、会社の関与が強く疑われるこの事件については奈良県警が捜査中です。また、今年2月には違法な長時間労働に従事させられていた運転手の、いわゆる過労死を疑われる死亡事件もおきています。

エム・ケイ運輸における労働争議は、このように労働者の人権といのちをかけて当組合が同社と厳しく対峙している真っ只中にあります。

2. しかるに貴誌のふたつの記事は、まずもって、「『傷害・脅迫』で捜査中の”武闘派労組”」などという見出しをもって、あたかも当組合が不当な行為が原因で刑事捜査を受けているかのような誤った印象を与えるものとなっています。貴誌が記事で引用した件で当組合が捜査を受

けた事実はなく、当組合の社会的信用を貶め、著しく名誉を毀損するものにほかなりません。

記事においても、「オンライン記事」においては同社の法違反の実態等については全くふれず、「本誌記事」においても、奈良運輸支局の説明を引用するかたちで、同社が「乗務時間等の告示の遵守違反など八点の違反」で「車両停止処分を受けていた」ことについてふれただけです。

同社社員の「被害」と称する事件については詳細に書いていながら、前出の分会長襲撃事件の被害者である分会長がいまも後遺症に悩まされていること、襲撃犯らがいまだに逮捕されていないこと、違法な長時間労働を改めない同社が告訴されていることなどについては一切ふれていません。

数多くの事件がおきている労働争議の全体像や経緯を捨象して、ごく一部のできごとだけを予断と偏見をもって切り取り、一面的な評価を加える報道姿勢は、労働争議の一方の当事者である同社の行為を免罪し、加担するものだといわざるをえません。

しかも、氏名不詳の「在阪の労組関係者」の「解説」として、当組合の役員や活動を誹謗中傷する記述もなされています。

また、貴誌の取材申し入れに対して、当組合は「取材目的を明らかにせず、十分な時間を与えず回答を迫る取材方法も不穏当です。／エム・ケイ運輸の違法行為や団結権侵害行為に加担することにならぬようご注意のうえ、まずは記事作成の目的を明確にしてから取材を申し入れてください。」と回答しているにもかかわらず、「オンライン記事」も「本誌記事」も、「連帯に取材を申し入れたが、事実確認を拒否」などと事実と反する記述をなしていることも看過できません。

3. 貴誌のふたつの記事は、労働基本権にもとづく当組合のエム・ケイ運輸闘争のイメージダウンを図り、当組合の社会的信用を貶めるものというほかありません。

強い怒りをもって抗議するとともに、次の通り申し入れます。

第1に、当組合に十分な時間的余裕を与えて取材し、エム・ケイ運輸闘争の全体の経緯と問題点について、文春オンラインと週刊文春本誌において、「オンライン記事」と「本誌記事」と同等のスペースと扱いで記事として掲載すること。

第2に、「オンライン記事」と「本誌記事」において使用された福島みずほ議員らの調査団の写真が、「オンライン記事」においては文藝春秋のクレジットが付けられていることについて釈明すること。

第3に、以上2点について明日12月29日（金）正午までに書面をもって当方宛に回答すること。

以上